

## Discussion of Compulsive Sexual Addiction Behavior

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-04-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柿澤, 暁 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1511">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1511</a>

# 依存症における性依存行動についての考察

柿澤 暁

## 問題と背景

性依存症(Sexual Addiction)を持つ性依存症者の行動は強迫的であり行動様式も多様である。しかし、現在(2020年)強迫的な性行動に対する正式な診断基準は存在しない<sup>1</sup>。性依存症者は、通常我々が持つ他者に対する性感覚とは違い独特な信念を持ち行動する。このことについて Patrick J. Carnes Ph.D (2001) は、性依存症者の持つ妄想的思過程による歪曲した中核信念の存在を指摘している<sup>2</sup>。性依存症者の逸脱した行為の背景には歪曲した信念による認知の歪みが存在する。一般的に依存症者は共通の問題意識として社会の中での生きづらさを持つことが多い。性依存症者も同様に、どうにもできない生きづらさをこなすために強迫的に性行動に依存するが、この行動の結果には被害者が存在する。榎本(2019)は、彼らの犯罪性が高く自滅的依存行為には本人の病識が足りず罪悪感が少ないことを指摘している<sup>3</sup>。性依存症者による性犯罪の再犯抑止には課題が多い。斉藤(2019a)は、服役中の再犯防止プログラや社会復帰してからの治療プログラムの脆弱性を指摘している<sup>4</sup>。我が国における性依存症者に対する対応には、歪曲した信念の矯正、的確なコーピングスキルの獲得、再犯防止プログラムの確立など性依存症者の行動変容の実行性に関わる重要な課題が山積する。本稿では、これら性的強迫行動による性依存症の問題を考察する。

## 1. 依存症について

先ず初めに、依存症問題を考察する上で語彙を統一する。依存、嗜癖、アディクションを同義語として扱うこととする。依存症の種類は、表1に示すように、物質依存症、プロセス依存症、人間関係依存症の3つに大別される。

表1 依存症の分類表

依存症の種類	依存行動の内容
物質依存症	アルコール、ニコチン、カフェイン、違法ドラッグ、薬品、食品 など
プロセス依存症	ギャンブル、買物、仕事、インターネット、スポーツ、ゲーム スマートフォン、摂食障害、窃視、窃触(痴漢) など
人間関係依存症	恋愛、性行為、人間関係、DV、虐待 など

出典：榎本(2016). よくわかる依存症 主婦の友社.p11を編集

依存症は家族や周囲の煩慮となる疾病である。しかし、依存症者は執拗に依存対象との関係を渴望する。齊藤（2019a）によると依存症には7つの特徴があり、強迫的、衝動的、反復的、貪欲的、有害的、自我親和的、行動のエスカレーションであるとしている<sup>5</sup>。生活の最優先が依存行動であるため、対象に対する強迫志向が強く依存行動を繰り返すのである。依存症は、意志が弱く、依存行為を止められないみじめな人、また遺伝が原因ではないかと考えられることが多い。しかし、これらの見解は誤解であり依存症は自らの意思では制御不可能な疾病である。彼らは、低い自己肯定感、自信消失、人間関係不信、自己開示ができない、見捨てられることへの不安、孤立感、孤独感などの不安全感を持ち、辛い感情をこなすためのコーピングが対象への執拗な依存なのである。この行動の繰り返しは周囲との不健全な関係を助長し、より一層関係が疎遠となる。WHO（World Health Organization）は、依存症の定義を「精神に作用する化学物質の摂取や、快感・高揚感を伴う行為を繰り返し行った結果、それらの刺激を求める抑えがたい渴望が起る。その刺激を追求する行為が第一優先となり、刺激がないと精神的・身体的症状に不快な症状を引き起こす状態」としている<sup>6</sup>。ICD-10（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 10th Revision）では、強い渴望、コントロール障害、離脱症状、耐性、物質中心の生活、有害な結果が起きていても使用する。これらの項目の内3つ以上が同時に12ヶ月以上継続した場合依存症と診断される<sup>7</sup>。DSM-5（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders 5th edition）では、依存と乱用の項目が撤廃され、使用障害（Use Disorder）に統一している。性依存やインターネット依存に関しては、現在疾病としての診断基準が設けられていないが、基礎研究が進むことで今後、物質関連障害および嗜癖性障害群（Substance-Related and Addictive Disorder）に含まれる可能性がある<sup>8</sup>。

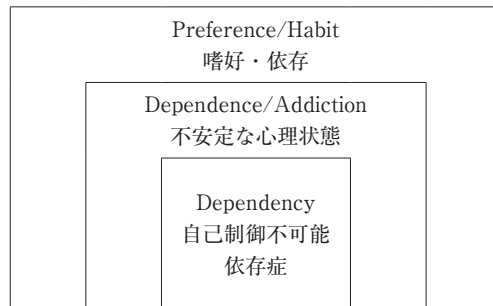


図1 依存症の概念 出典：柿澤（2019）

図1は依存症の概念を示している。

依存症は、図1から嗜好・依存全般に包摂される概念である。嗜好・依存状態は、依存度が低く問題のない依存状態である。不安定な心理状態は、自己解決不可能な心理的苦痛を抱え制御するために何かに頼り得られる安心感を繰り返し渴望している状態である。依存症の状態は、自らのネガティブ感情を安定させるために、依存行為を反復している状態である。これらのことから、依存症を発すると心理的、身体的に対象に強迫的に執着し、行動を反復し自制できず、依存行動を止められない状態に陥るのである。

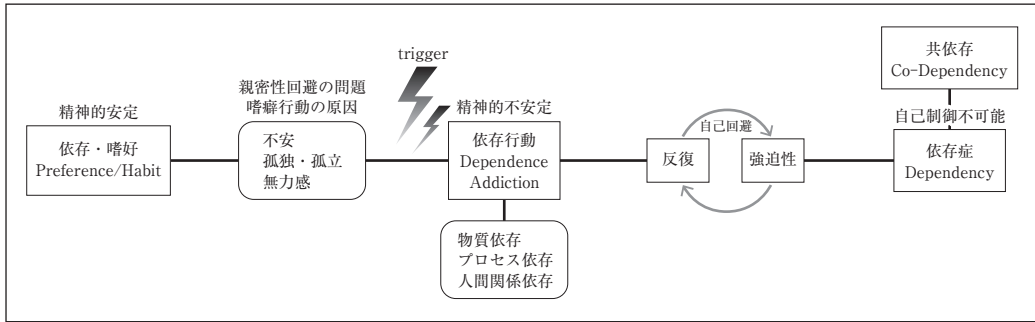


図2 依存症の発症段階図 筆者作成

依存症の原因は、依存症者の持つ妄想的思考が原因であり社会環境による刺激が切っ掛けで依存行動を発する。図2はその段階を示している。依存症者が執着する対象は、身近で効果的な物質、事柄、行為、人間関係などである。依存症を発すると健康や築き上げてきた社会生活、経済力、人間関係を喪失することになる。ゆえに社会において依存症を軽視せず疾病と捉え慎重に対応すべきである。また、性依存症者の行動は衝動性が強く特に性犯罪における衝動は、ネガティブ感情の解消、スリル、背徳感、非日常感、疑似恋愛関係、征服欲、自尊心の回復、収集欲などである<sup>9</sup>。

本稿の主題である性依存症は、プロセス依存に分類される。しかし、多くの依存症は重複依存（Cross Addiction）を持つことが報告されている。Patrick J. Carnes Ph.D (2001) は、性依存症者の42%は薬物依存の問題を抱え、コカイン依存症者の50～70%は性強迫の関係がある。重複する他の依存症が単独で存在したのは13%以下であったと記している<sup>10</sup>。例えば、窃触症（痴漢）や窃視症（盗撮、覗き見）はプロセス依存だが、被害者が存在することから人間関係依存と考えることもできる。また、性行為依存症や恋愛依存症は人間関係依存だが、その行為を実行する過程の感情にも依存していることからプロセス依存と考えることもできる。どちらが主病であるかは、依存症者が強く執着している依存対象が主病である。これら依存症の発症原因についての論考は様々である。信田（2012）は、社会の変化により空虚感、不安感、緊張感などの不快感を快感により解消するために依存するとしている。松本（2013）は、行動全般に関する調整不全や自己調整機能障害（セルフケア、自尊心、対人関係の持ち方）といったことが原因であるとの論点を示し、依存症は自己治療のために繰り返し行う行為であり、依存行動が安らぎをもたらすが上に頼らざるを得なくなっているとしている。小林（2016）は、薬物依存症の研究結果から依存症者が抱える生きづらさは、孤独感と無力感が原因で他者を信頼できず、信頼できる人間関係構築が困難であるため、何かしらの依存対象に依存することで生きづらさの感情制御をしているとしている。長坂（2018）は、報酬系の効果を強く求めるあまり特定の対象・行為に依存しその行動を継続し、正常な制御ができなくなっている状態であるとしている。

## 2. 脳の報酬系作用について

物質依存症、プロセス依存症、人間関係依存症これら3つの依存症に共通している脳の反応が、脳の報酬系作用である。

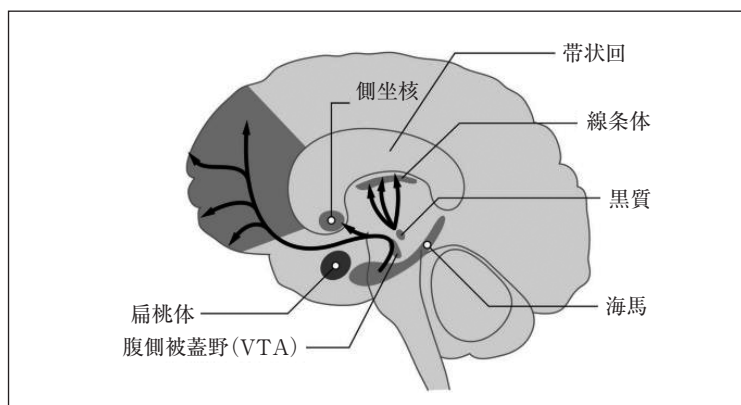


図3 脳の報酬系 出典：中野（2014）. 脳内麻薬 幻冬舎, p.29 図4 大脳辺縁系

図3は脳の報酬系を表している。脳の報酬系が働くと脳内にドパミンが投射される。ドパミンは、興奮性の神経伝達物質でありノルアドレナリン、アドレナリンの前駆物質である。前頭前野からの刺激により脳内、中脳に位置する腹側被蓋野（Ventral Tegmental Area=VTA）が活性化することで興奮物質であるドパミンが投射され、ドパミン受容体が受取ることで、人は多幸感や陶酔感、安心感を得る。腹側被蓋野は、黒質や赤核に囲まれた内側の領域あり、A10細胞集団と呼ばれ、ドパミン作動神経細胞が多く存在する。腹側被蓋野から投射される神経伝達物質は、快感を制御する神経部位であり、脳幹と隣り合い軸索を線条体に伸ばしている。またドパミンはドパミントランスポーターの役目を担うセロトニンや側坐核から送られるγ-アミノ酪酸（GABA）により抑制される。薬物により依存行動が強迫的になるメカニズムには、薬物による神経系の可塑的な変化が関わる。図4は脳の連合記憶のメカニズムである。薬物による脳神経系の可塑的な変化は、神経回路に基づき背側線条体を介し行動が自動化していく過程（習慣記憶のメカニズム）と、海馬や扁桃体を介して薬物と連合した環境刺激が渴望を誘発するようになる過程（連合記憶のメカニズム）によって強迫的になる<sup>11</sup>。

このように、依存行動の原因は中枢神経系興奮物質の存在によるものである。投射されるドパミン量や持続時間の違いはあるが、依存行動は脳の報酬系が活性化したことで発動するのである。依存症者は、依存行動により得られる多幸感、陶酔感が忘れられず強迫的に依存行動を繰り返し、やがてこの依存状態から脱却できなくなり依存症を発症するのである（中野, 2014; 佐藤, 山本, 2009）。

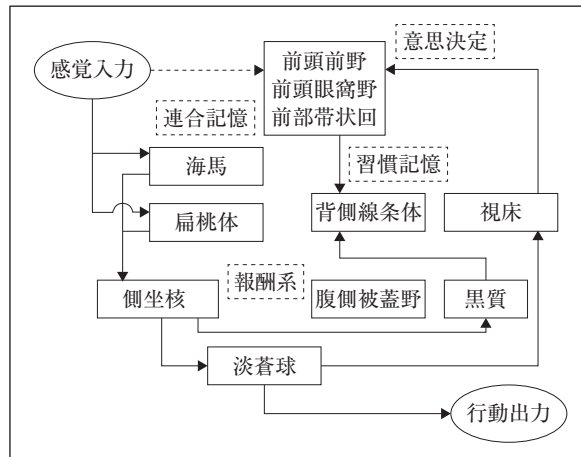


図4 連合記憶のメカニズム

出典：廣中（2015）. 依存の生物学的な機序, こころの科学 No.182, p.24 図4 強迫的な薬物摂取にかかわる神経回路

### 3. 性依存症について

人が生きる上で性愛は普遍的なテーマである。しかし、性愛に対して著しく逸脱した思考を持ち、反社会的行動を有する者が性依存症者である。性依存症者の持つ性愛や異性に対する考え、態度、行動、社会性は我々が持つ他者尊厳からかけ離れた歪んだ認知である。彼らの行動がエスカレートすれば性犯罪につながる大きな社会問題を含んでいる。我が国では、性犯罪に対し司法による懲罰は存在するが、再犯防止のシステム構築が遅れている。性依存症問題に対処するには、懲罰だけではなく彼らの持つ心理的問題や社会的問題に焦点を合わせた、行動変容に繋がるエビデンスに則った専門治療が必要である。性依存症者の認知の歪みについて、原田（2015）は刑務所内で行った性犯罪者の意識調査結果を報告している。その結果から、「痴漢をされても女性がじっとしているのは嫌がっていない証拠」と答えた者が6割弱、「世の中で痴漢をされても平気な女性は2割以上いる」と答えた者が3割いた。また、小児性愛者は、「子供と性交することは子供への愛情の印であると認識し、子供も喜んでいて、子供の方から誘ってきた」といった回答を得ている。強制的性交犯は「女性のほうも喜んでいて」「多くの女性は強姦願望を持っている」「夜道を一人で歩いているほうが悪い」などの曲解した認識や信念が犯罪に結びつくと述べている<sup>12</sup>。

性依存症者は、日常生活でネガティブな感情を抱えるたびに、そのコーピングとして性的行動に及ぶが、その結果には被害者が存在する。この被害者が存在する点が他の依存症との大きな違いである。また彼らが、性的行動を反復行動することは自身の行動強化に繋がりより一層行動がエスカレートする。これらの問題解決には性依存症者の行動変容を促す治療が必要である。現在、行動変容の構築に最も有効な治療は、認知行動療法（Cognitive Behavioral Therapy：以降CBTとする）である。CBTによる治療結果は再犯率を6割近く抑制できることが証明されている<sup>13</sup>。性

犯罪者や性依存症者に対する CBT による治療では、異性に対する問題行動や不適応症状に関連する行動的、情緒的、認知的、身体的問題を治療標的として、不適応な反応を軽減し適応的な反応を学習させ、セルフ・コントロールの獲得を目指すとしている<sup>14</sup>。環境刺激と妄想的思考による異常行動を CBT により改善し一般社会に則した行動変容に導くことを目的としているのである。

2014 年度の米国における強迫的性行動症の調査では、人口の 3～6% が強迫的性行動症を有すると報告している。強迫的性行動に関して、APA (American Psychological Association) は、強迫的な性的行動を疾病として認定していない。しかし、ICD-11 (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 11th Revision) では、強迫的な性的行動を含み、「激しく繰り返しの性的衝動を制御しない持続的なパターンまたは繰り返しの性的行動をもたらす衝動障害を特徴とする」行為を性嗜好障害と定義している<sup>15</sup>。この性嗜好障害 (パラフィリア障害) は、強迫的性行動症カテゴリーの一部である。

表 2 は、強迫的性行動症の診断基準である。

表 2 強迫的性行動症の診断基準

- |                              |
|------------------------------|
| 1 強烈かつ反復的な性的衝動または渴望の制御の失敗    |
| 2 反復的な性行動が生活の中心となり他に関心が向かない  |
| 3 性行動の反復を減らす努力がたびたび失敗に終わっている |
| 4 性行動に問題がある事の認識をしているが抑制できない  |
| 5 この状態が少なくとも 6 ヶ月以上期間継続している  |
| 6 自らの社会生活において重大な問題が生じている     |

出典：原田 (2020). アルコールとその他の嗜癖障害①性的アディクション  
Frontiers in Alcoholism アルコール依存症と関連問題 Vol.8 No.1 p.33

性依存症に関して、我が国における有病率を示す具体的な数字は明らかではない。しかし、国外の調査では人口に対して 3%～10% 存在し、そのほとんどが男性であった。年齢との関係では 18 歳以前に発症し、30 代から 40 代がピークである。50 代以降は男性ホルモン (アンドロゲン) の作用が徐々に減退することから症状が沈静化し数が減少する<sup>16</sup>。

### 3.1 認知の歪みの発生機序について

依存症者は、歪曲した信念を持つ。歪曲した信念による認知の歪みに関して Patrick J. Carnes Ph.D (2001) は、「これは嗜癖者の信念体系に根ざしている妄想的思過程とともに始まります。嗜癖者は手初めに彼らの現実知覚に影響を及ぼす自分自身に対する中核信念 (core beliefs) をもちます<sup>17</sup>。」としている。彼は性依存症者は、社会的刺激に対する中核信念に問題があり、これが原因で反社会的活動を発動することを示唆している。中核信念は、生得要因や環境要因の相互作用により形成される。性依存症者は、その異常行動から反社会的パーソナリティを持つといえ、反社会的認知は、犯罪や異常行動を肯定する価値や態度を形成する。反社会的パーソナリティは、共感性の乏しさ、冷酷さ、刺激希求、衝動性、攻撃性、責任感の欠如からなる<sup>18</sup>。Patrick J. Carnes Ph.D (2001) は、依存症者が持つ独特で歪曲した信念は嗜癖 (依存) システムの影響によると述べている<sup>19</sup>。通常、我々の社会行動は、それまでの社会生活で培われた社会通念

や価値、関係、欲求に従い行動する。行動の判断は中核信念による信念体系としてのフィルターを通して行われる。周囲との健全な人間関係は、社会通念に則った共通概念により構築される。しかし、性依存症者の信念体系は不完全な中核信念によるものであり、一般的な社会通念や価値観から逸脱した妄想的な思考過程を持つのである。

社会構造と性依存症者の関係を Patrick J. Carnes Ph.D (2001) は、嗜癖システムと嗜癖サイクルの関係により示し、互いに支えあう関係であり、この支え合いは予測可能なサイクルを繰り返して生じると述べている<sup>20</sup>。図5は性依存症者が持つ歪んだ信念体系による嗜癖（依存）システムと嗜癖（依存）サイクルの関係を表している。図5の嗜癖システムから、通常の生活において外的要因により信念体系に問題が生じると矯正フィードバックループの働きにより正しいと考えられる行動に修正される。しかし、性依存症者の信念体系はこの関係が正常に機能していない。この結果として妄想的思考過程により嗜癖サイクルが働き性依存症者を現実から遮断する。ゆえに、嗜癖システムを止めるには嗜癖サイクルの影響を排除しなければならない。嗜癖サイクルは、嗜癖にとらわれている没頭の段階から始まる。儀式化の段階では、没頭状態を強化し自己制御不能な強迫的性行動となる。しかし、絶望の段階では恥辱感、自責感を感じながらも行動の自制ができず自らの行動に絶望し、その無力さを補完するために再度、没頭の段階に至るのである。このように、嗜癖システムが持つ4つの段階は制約なく繰り返され依存症者の生活を支配するのである。ゆえに、この嗜癖サイクルからの脱却が嗜癖システムによる性依存行動の改善に繋がると考えられる。

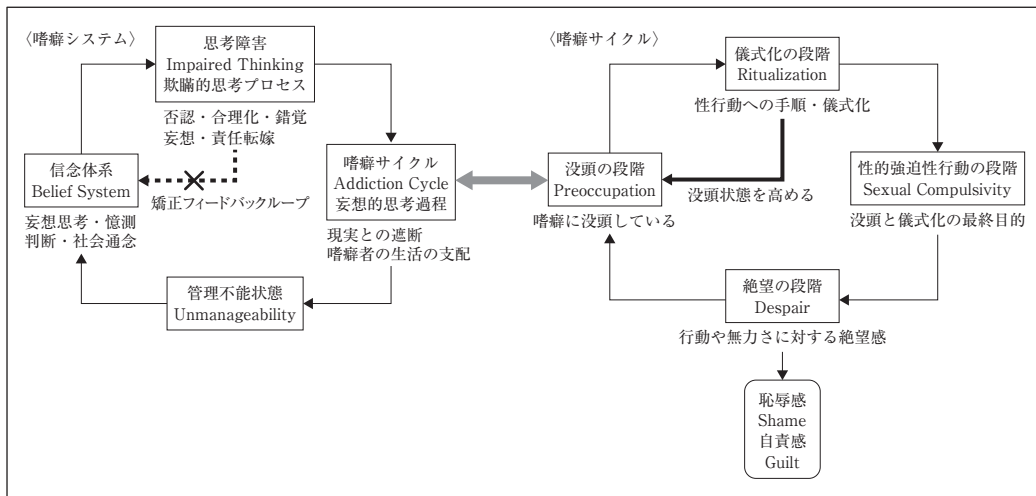


図5 嗜癖システム・サイクル図 出典：Patrick J. Carnes Ph.D (2001). セックス依存症, p.48 ; Patrick Carnes, Ph.D (1994). Contrary to Love, p.68, Figure3-1 を編集, 加筆した。

### 3.2 性依存のレベルについて

性依存症のレベルについて Patrick J. Carnes Ph.D (2001) は、性依存症者の行動をグループ分類し、彼らの多様な行動を客観的に評価しその重要性和段階を整理している。



表3は Patrick J. Carnes Ph.D (2001) が示す性嗜癖（依存）の3つのレベルである。

表3 嗜癖のレベル

深刻度	行動	文化的規範	法的結末／危険度	被害者	社会の意見
Level 1 強迫的性行動症	自慰、異性愛関係、ポルノ、売春、同性愛	行動は容認できる。行動が論議の元となる	法に関わる場合処罰の対象となるが効果は少ない	行動は被害者なき犯罪と考えられている	世間の態度の特徴は嫌悪的である
Level 2 パラフィリア障害	露出症、窃視症、窃触症、猥褻な振る舞い	行動は容認できない	迷惑犯罪である。違反者は起訴リスクを伴う	必ず被害者がいる	犯罪者であり哀れで病気だと見られる
Level 3 性犯罪	強制わいせつ、レイプ、DV	文化的境界線を深刻に侵害している	法的に起訴される。違反者にとり高リスクである	必ず被害者がいる	犯罪者とされ、救いがないとみられることもある

出典：Patrick J. Carnes Ph.D (2001). セックス依存症 中央法規出版, p.99 一部編集

Level 1は、強迫的性行動症であり自己を中心とした行動と文化的容認が含まれる。Level 2は、性嗜好障害である。このレベルは他者の生活を脅かすと同時に犠牲にし、惹起した物事を自己本位に合理化しているレベルである。またこのレベルでは自らの行動により周囲との親密性を回避する結果となり疎外感を感じている。Level 3は、危険なレベルである。行動抑制不能で被害者に対して重大な被害結果が及ぶ。ハイリスクなレベルである。妄想思考による欲求のため周囲との平和的な生活を無視して強迫的に性行動を実行しているレベルである。

### 3.3 強制性交犯罪と性依存症の関係について

一般に強制性交犯の全体像を性的欲求の強さや性衝動によるものとみなされることが多い。しかし、強制性交犯罪において性依存症が関係する内容は一部である。このことに関して、Patrick J. Carnes Ph.D (2001) は、「この三つのレベルを嗜癖進行の本当の徴候と考えている人もいます。すなわち、依存者はLevel 1から始まり、否応なくLevel 3になるというわけです。——中略—— 実のところ、依存者の大多数は、Level 1とLevel 2の状態にあります。多くの性犯罪者はセックス依存症の診断基準に合致しません。だから、犯罪行為は嗜癖行動とは同じではないのです<sup>21</sup>。」と述べている。彼の知見は、すべての性依存症者の行動がエスカレートして強制性交犯罪者になるわけではないことを示唆している。また、精神病質者（psychopath）や反社会性パーソナリティ障害（sociopath）による性犯罪は、示された嗜癖のレベルでは説明できないことから性依存症を伴う行動ではないと考えられる。

## 4. 性依存症の特徴について

性依存症（性的依存症）は、強迫的性行動症、性嗜好障害、性犯罪の3つのカテゴリーに大別できる。我が国では性依存症や性依存行動の研究は少ない。性依存行動の原因は、生物学的、社会心理学的要因の相互作用によるものである。性依存症の逸脱行為の背景には、性的な欲求過剰

や性的な快楽追求のためだけではなく、ネガティブ感情に対するコーピングの欠如もあげられる。

図6は原田（2019）の性的アディクション概念を示したものである。性的アディクションにおける強迫的性行動症、性嗜好障害、性犯罪との関係を示しており互いの関係が重複して存在していることが分かる。これら3つのカテゴリーに共通することは、いずれも性的強迫観念である。

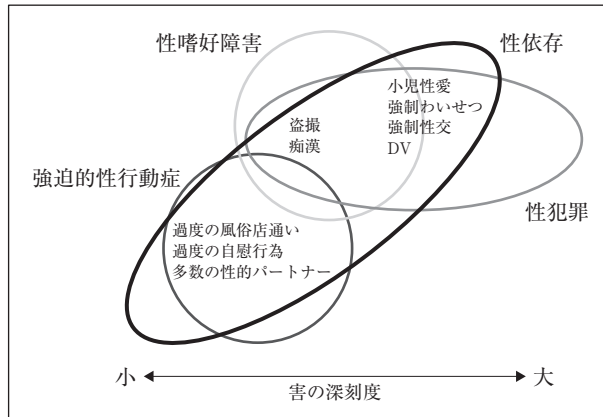


図6 性的アディクションとその類似概念の関連

出典：原田（2020）. アルコールとその他の嗜癖障害 p.34

図1を編集した

性嗜好障害による性的対象への逸脱行動では、フェティシズム、小児性愛などがあげられる。また、手段の逸脱では、露出症、窃視症、窃触症、サドマゾヒズムがあげられる。強迫的性行動症は、過剰性的欲求による異常行動であり、性的興奮を想起させる画像や映像の閲覧、性風俗店の過剰利用、過剰な自慰行為、複数の相手と性的関係持つことを反復活動することである。

強迫適性行動症、性嗜好障害、性犯罪に関して WHO、APA は、性的依存症全体を疾病として認定していない。ICD-11 では、窃触障害（痴漢行為）は認定しているが、性嗜好障害を除外することを条件としている。DSM-5 では性依存を性嗜好「異常」と定義し症状の期間が6ヶ月以上継続していることを条件として疾病認定している。

表4はICD-11による性嗜好障害（パラフィリア障害）の分類である。

表4 ICD-11による性嗜好障害の分類（筆者作成）

対象の逸脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェティシズム</li> <li>・フェティシズム的服飾倒錯症</li> <li>・小児性愛者</li> </ul>
手段の逸脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・露出症</li> <li>・窃視症</li> <li>・窃触症</li> <li>・サドマゾヒズム</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的嗜好の多重障害</li> <li>・他の性的嗜好障害</li> <li>・性嗜好障害、特定不能のもの</li> </ul>

#### 4.1 我が国特有の犯罪としての窃触症（痴漢行為）について

日本の性犯罪の半数を占めるのが窃触症（以降、痴漢とする）であり、他国では類を見ず、我が国特有の性犯罪といえる。2006年から2014年の統計データが法務省法務総合研究所より示されている。この中で痴漢に関わる検挙数は、毎年約3500件から4000件近く検挙されている<sup>22</sup>。年齢別では、警視庁（2017年）第6編 性犯罪者の実態と再犯防止、第2章 性犯罪の動向犯罪白書、強姦、強制わいせつの検挙人員データから、昭和60年（1985年）から平成26年（2014年）まででは、総数1,212人に対して、10代292人（24.0%）、20代471人（39.0%）、30代244人（20.1%）、40代125人（10.3%）、50代70人（5.8%）、60代11人（0.9%）であった<sup>23</sup>。また齊藤（2017）の報告では、性依存症者の再犯防止プログラムに参加した受講生データの年代別数値は、10代3%、20代21%、30代39%、40代28%、50代7%、60代2%であった<sup>24</sup>。いずれの統計からも20代から50代が多い。

表5は痴漢行為を犯罪とする法律の内容である。痴漢行為は、刑法176条の強制わいせつ罪と各都道府県が定める迷惑行為防止条例違反である。特に刑法における未成年に対する罪は重大である。13歳未満の男女に痴漢行為をした場合、暴行・脅迫を除いても強制わいせつ罪に問われる可能性がある。

表5 痴漢を犯罪とする法律

根拠法	条例	刑法176条
態様	公共の場所などで、人の身体に触れること	① 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いたわいせつな行為。 ② 13歳未満の男女に対するわいせつな行為
具体例	服の上から体を触る	無理やり服の中に手を入れて、体を触る

出典：弁護士刑事事件.com

警視庁（2020年）の調査結果「こんな時間、場所がねらわれる」による都内における性犯罪（強制性交等・強制わいせつ・痴漢）の発生状況（2019年）、場所別発生状況、強制性交等から迷惑防止条例違反の場所別検挙状況によると、2019年内に東京都内で発生した性犯罪の検挙詳細は強制性交等約240件、強制わいせつ約680件、痴漢（迷惑防止条例違反）、約1,780件であり痴漢行為の検挙件数が他の犯罪を大きく上回った。発生場所は強制性交が4階建て以上の建物の中高層31%、強制わいせつは、列車内、飲食店、カラオケボックス38%、痴漢行為は電車内45%であった<sup>25</sup>。しかし、このデータは強制わいせつに含まれる、車内における犯罪行為を迷惑防止条例違反による痴漢件数と分けていることから、正確な窃触症によるデータが把握がされていない点は憂慮される。

法務省2016年の性犯罪に関する総合的研究報告では、電車内等における痴漢事犯は、各都道府県の迷惑防止条例違反、痴漢事犯は強制わいせつ事犯として認知・検挙されている。各都道府県は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の名称で、いわゆる迷惑防止条例を制定し、同条例において「人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるよ

うな行為であり、公共の場所又は公共の乗物において、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れる」などの行為を痴漢行為として禁止し、罰則を設けている。ここでいう迷惑防止条例違反の痴漢事犯とは、前記禁止規定に違反したものをいう<sup>26</sup>。

強制わいせつ犯の検挙率について、法務省犯罪白書 2019 年では、平成元年（1989 年）から平成 30 年（2018 年）までの平均検挙率は 62.1%であった<sup>27</sup>。刑法犯全体の平均検挙率が 33.4%であることから検挙件数に占める認知件数が高いことを示している。しかし、強制わいせつ犯が占める痴漢件数に限定して、その数が公表されることは少ない。刑法犯全体の中でも強制わいせつ行為による犯罪は社会的にも問題であり、より一層周知されることで犯罪の理解を高め社会による抑制も必要である。

表 6 は、警視庁犯罪白書 2017 年による電車での痴漢認知件数のまとめである。ここでは 2014 年以前の電車内で痴漢をし、強制わいせつ罪として認知された件数データが示されている。これらのデータから電車内での痴漢件数の平均は 3844 件、強制わいせつ罪は 3758 件である。それぞれの年の動向比較では、その年により強制わいせつ罪全体よりも、条例違反で検挙された件数が多い年がある。ゆえに痴漢の検挙率を考える上では、条例違反のデータを参考に考察することも重要である<sup>28</sup>。

表 6 電車での痴漢「認知件数」まとめ

西暦	条例違反	強制わいせつ罪全体
2007 年	4,515 件	3,542 件
2008 年	4,041 件	3,555 件
2009 年	3,880 件	3,563 件
2010 年	3,686 件	3,637 件
2011 年	3,679 件	3,550 件
2012 年	3,932 件	3,946 件
2013 年	3,583 件	3,967 件
2014 年	3,439 件	4,300 件
平均	3,844 件	3,758 件

出典：警視庁（2017）『2017 年版・2015 年版犯罪白書』を編集

法務省（2016）法務総合研究所研究部報告 55 迷惑防止条例違反の痴漢事犯及び電車内における強制わいせつ事犯の報告から、「迷惑防止条例違反の痴漢事犯及び電車内における強制わいせつ事犯のいずれも、25 年から減少しており、26 年はそれぞれ 3,439 件（前年比 144 件（4.0%）減）、283 件（前年比 20 件（6.6%）減）であった<sup>29</sup>。」としている。この報告から迷惑防止条例違反における痴漢事犯の検挙率と電車内における強制わいせつ事犯の検挙件数、認知件数が、現実に減少傾向にあると捉えるか否かは考察の方向性により違ってくる。認知されたが、検挙されなかったことによりデータ上の数字が少ないと考えることができるからである。強制わいせつ事犯の認知件数に関して、斉藤（2017）は、2010 年、警察庁が、東京・名古屋・大阪に居住し、通勤・通学のため電車を利用している 16 歳以上の女性 2221 人を対象に調査した内容を示してい

る。これらの内容から、「過去1年間に電車内で痴漢被害に遭った」と回答した女性は304人であり全体の13.7%であった。304人中、通報、相談していないと回答した被検者は271人であり被害の9割であった<sup>30</sup>。これらのことから被害者が社会的立場や自己に関わる問題を重視するあまり、泣き寝入りしていることが考えられる。その結果正しい内容が反映されず、潜在的な犯罪事実が表面化されていない数が多く存在することが考えられる。認知されても検挙されていなければ検挙率には反映されないのが、現実に行われている犯罪事犯は法務総合研究所研究部報告55の報告数よりも多く存在すると考えられる。

## 5. 性犯罪のリスクファクターについて

性的問題行動は、人によりリスクファクターが異なるため正確に診断する必要がある。診断時のリスクファクター数が多いほど性犯罪リスクは高まる。リスクファクターは性的問題行動の原因因子や病気と関連のある要因である。表7は一般犯罪のリスクファクター8種類（セントラルエイト）と性犯罪のリスクファクターの効果量を表している。セントラルエイトは、一般犯罪全体におけるリスク要因を示している。表内の効果量はリスクファクターと犯罪の大きさを表している。効果量の判定は、0.2程度で中程度、0.1を下回ると関連がない。セントラルエイトでは0.1以下の要因は示されていないので8項目すべてが一般犯罪の要因と考えられる。

表7 リスクファクターの比較

犯罪全体のリスクファクター (セントラルエイト)		性犯罪特有のリスクファクター	
要因	効果量	要因	効果量
反社会的行動歴	0.25	性的逸脱	0.15
反社会的交友	0.28	反社会的態度	0.11
反社会的態度・信念	0.27	不適切な性的態度	0.08
反社会的パーソナリティ	0.25	親密性の欠如	0.08
教育・仕事上の問題	0.18	小児期の環境不全	0.04
家族葛藤	0.18	一般的な心理的問題	0.02
物質使用	0.18		
不適切な余暇活用	0.21		

出展：原田（2019）. 痴漢外来 筑摩書房 p.105 表3-2

表7の性犯罪特有のリスクファクターから、性的逸脱、反社会的態度を除いた不適切な性的態度、親密性の欠如、小児期の環境不全、一般的な心理問題は、性犯罪の要因によるリスクは低いと考えられる。しかし、原田（2019）は、彼の研究結果から性依存症者の問題行動にはセントラルエイトに一部当てはまる行為が存在するとしている。性犯罪者は独特な認知の歪みを持ち、反社会的態度、家庭内での夫婦関係トラブル、親子関係問題などを抱えていることも多く、セントラルエイトの家族葛藤に当てはまるとしている。また性依存症者は、性的問題行動に及ぶ際、飲酒をするなど物質使用の傾向があることや余暇においては健康的、建設的な行動よりもリスクを

伴う性的行動に傾倒することが多いことから、セントラルエイトの不適切な余暇生活も合致するとしている<sup>31</sup>。

### 5.1 性犯罪者の評価法 STATIC-99R について

性犯罪者に対する従来の評価法では、結果に対する信憑性に疑問が多く妥当性に乏しかった。現在、諸外国では、STATIC-99 による再犯リスクアセスメント・ツールを用いた治療が効果を上げている。STATIC-99 の専門的判断による平均予測精度は、他の評価法より明らかに優れており予測される再犯率の結果は 80% で多くの国で採用されている。我が国では、まだその優位性が評価されておらず一部の医療機関で研究が進んでいる程度である。米国における性犯罪事件では、裁判官、検察、弁護士により被告人が社会復帰した際の危険度を文書化するために STATIC-99 を用いる。しかし、STATIC-99 の統計値は欧州の性犯罪者研究による再犯率に基づいた数値である。そこで米国は STATIC-99 を改良し独自の評価基準ツールとして STATIC-99R を用いることもある。この評価法は米国における性犯罪者約 10,000 人のサンプルからなり、カナダ、英国からのフォローアップ研究に基づく 1,301 人のサンプルが基準である<sup>32</sup>。

表 8 は 10 項目からなる STATIC-99R のリスクファクターを示している。内容は、その個人に存在する危険因子の数に基づいた将来のリスクの推定値を示している。

表 8 STATIC-99R のリスクファクター

- |    |                      |
|----|----------------------|
| 1  | 性犯罪の前科があるか           |
| 2  | 性犯罪以外の犯罪歴があるか        |
| 3  | 非性的暴力の歴史があるか         |
| 4  | 前科の数はいくつか            |
| 5  | 年齢の確認                |
| 6  | 男性の被害者がいるか           |
| 7  | 2 年以上恋人と一緒に暮したことがあるか |
| 8  | 非接触性犯罪の歴史があるか        |
| 9  | 血縁関係のない被害者と関係があったか   |
| 10 | 見知らぬ犠牲者がいたか          |

出典：GregHill&Associates, 2020 より

STATIC-99R の再犯率推定値は、研究された数とグループに基づいており、リスクレベルはグループ内で特定パターンを持つ個人の再犯頻度から導き出され、被告人の再犯の可能性を推定統計的確率で示している。

## 6. 治療について

性犯罪の再犯率は、窃盗や覚せい剤取締法違反者の再犯率が約 30% であるのに対し、性犯罪の再犯率は 5% である。他の犯罪の再犯率と比較して高くはないが、犯罪の社会的問題は数字の多寡ではない。性犯罪には明らかに被害者が存在することを考慮すると再犯率の低さの問題よ

り、再犯を防止するための指導と治療が必要である。依存症に対する治療法は米国で作られたAA (Alcoholics Anonymous) による Twelve Steps が一般的である。しかし、運用にはその国における文化、宗教観などにより困難なことも多く、実行、継続するには相応の対応と時間を要する。性依存症者に行動変容を促すには罪代だけでは困難であり、適切な専門治療が必要である。なぜならば、性依存症者が良心の呵責に苦しみ行為を悔いていることは少なく、被害者や社会に対する懺悔の感情以上に自らの行動が優先され、出所してからの再犯の可能性が高いと考えられるからである。症状からの回復には、自らの行為を認めることから始まる。なぜなら依存症者は、一様に罪を否認し行為を合理化するからである。ゆえに、まず初めに罪を認め適切な治療による歪曲した信念の矯正を求めることが肝要である。

我が国では、依存症治療に関する一般的な理解度は低いと考えられる。依存症による犯罪が発生すると犯罪側面が強調されやすく、治療の具体性や効果についての評価は犯罪側面の問題に隠匿され表出しにくい。ゆえに、一般社会への周知、対策の提起、治療機関の増設は喫緊の課題といえる。また、司法、行政による課題もさることながら医療従事者による理解も必要である。このことに関して原田 (2019) は、医療機関や治療者サイドの認識や知識欠如を指摘し、適切な医療機関の整備、治療者側の意識改革や研修が必須であり、「処罰に加えて治療を」というパラダイム転換が必要であると論じている<sup>33</sup>。

性依存行動には、被害者が出る可能性が多く再犯、再発の防止対策は重要である。治療法で効果が高いのは CBT である。従来行われてきた精神分析学におけるアプローチでは、セントラルエイトをはじめとする、リスクファクター研究の結果から効果は望めない。また、行動療法だけでは効果が限定的であり性犯罪者の認知的、情緒的要因に対する治療効果が低い。これらの理由から CBT による治療が主流となっている。

表9は刑務所で受刑中の性犯罪者に行われる性犯罪再犯防止指導内容、通称 R3 プログラムの構成要素である。R3 (性犯罪再犯防止指導) は集団認知行動療法であり、AA (Alcoholics Anonymous) で行われる集団内で自己の体験を話し合う会とは違い、アセスメントを踏まえ有資格指導者による CBT 治療法が主体である。

表9 性犯罪者処遇 (R3) プログラムの構成「要素」

1	情報提供・心理教育・自己理解	犯罪行動の生起とリスクやニーズの理解
2	認知の歪みの変容 (認知的技法)	認知の多様性と認知的再体制化など
3	対人関係スキルの獲得 (行動的技法)	ソーシャルスキルトレーニングなど
4	共感性の育成・感情のコントロール (情動的技法)	感情の生起とコントロールの方法など
5	再発防止計画・メンテナンス	リラプス・プリベンションなど

出典：嶋田洋徳、法務省 HP、性犯罪再犯防止指導と現状と課題より

R3 は、自己の問題を認識させ出所後に再犯に至らぬための具体的な方法を習得させることを目的としたプログラムである。CBT による再犯防止策は、今まで行われた多くの研究結果を統計的に判断したメタアナリシスによるものである。性犯罪者に対する治療の大きさ (効果量) は、一般的な身体疾患の治療と比較してもその効果量は遜色ないレベルである<sup>34</sup>。

## 6.1 リラプス・プリベンションアプローチについて

性犯罪の治療に対して西洋諸国を中心に幅広く用いられている治療法がリラプス・プリベンションアプローチ（Relapse Prevention model：以降 RP とする）である。この治療法は性行動の引き金となる刺激やストレスに対するコーピング訓練を行うことで、犯罪の再犯を防止するアプローチである。RP によるアプローチを採用することで、その他の危険要素に対する付加的治療効果も期待できる。規則正しい生活の獲得と援助、性的衝動に伴う行為へのコーピングスキルの獲得と援助、反社会的行動へ繋がる性依存行動に対する認知の歪みの修正と代替行動学習などである<sup>35</sup>。再発の主な兆候には、行動、思考の変化、感情の鬱積があげられる。防止するためのリスクマネジメントがスケジューリング、モニタリング、コーピング、シュアリングの4つであり再発時はこれら4つのどれかが疎かになっていることが多い<sup>36</sup>。具体的には、行動のむらや嘘が増える、物事を合理化し自分有利に置き換える、抑うつ状態など心理的ストレス要因を持つなどである。性犯罪に対する RP アプローチの有用性は米国での実施結果で確認されている。しかし、我が国で実施するには、文化的、道徳的な社会背景を考慮し研究を重ねることで得られるエビデンスの蓄積と統計結果が必要である。

### 総括

性犯罪を起こす者の存在は特殊な存在ではなく、通常に一般社会に存在する。彼らの多くは、家族を持ち学歴もあり表面的には社会性を持ち合わせている。我々の社会に何ら問題なく溶け込み生活を送る中で歪曲した信念により発動する強迫的性行動を満たしているのである。性犯罪が発生した際、一般的に加害者の行動や思考、思想、社会性、その後の動向や措置などに注目が集まる。しかし、これらの問題と同等に被害者支援対策や、未成年者が性被害者となる可能性を含むインターネットサイトの管理問題などを考慮した議論が必要である。

他方、加害者家族に対する支援の遅延問題、性依存行動により複数の相手と関係を持つことにより発生する社会的秩序、道徳感の欠如及び性感染症拡大の問題などの対応策も課題である。我が国のように公共交通機関で多くの性暴力が頻発している国は稀である。しかし、この問題に対する周知が希薄である。国や社会が性依存症者や性犯罪者の行為に目を向け社会における性犯罪の防止策や再犯防策により一層取り組むことは重要である。

依存症の発症原因は依存症者の持つネガティブ感情が原因で発症すると考えられる。しかし、今回の研究による性依存症者のリスクファクターの比較から独特な感情を持つことがわかった。性依存症者における特有なファクターは、反社会的態度、家族葛藤、物質使用、不適切な余暇生活、性的逸脱である。性犯罪者や性依存症者に対して、司法における処罰とは別に、再犯を防止する観点からアセスメント、治療、教育、社会的援助を加えたアプローチは必至である。性依存症者の反社会的行動を抑制するには、健康で正常な人間関係を構築するためのエビデンスに則した正しい治療を受けさせ、彼らの歪曲した信念による独特な社会観に目を向け、いかにして性依存症者の心理状態を正常に導くかを研究し犯罪抑止につなげるべきである。これらの実現にはエビデンスを伴う診断や治療が必要であり、認知行動療法に則した、STATIC-99、STATIC-99R、リラプス・プリベンションアプローチ、薬物療法等による認知的、情緒的治療が効果的である。再発防止のためには、性依存症者が正しいコーピングスキルを獲得し、健全な社会生活を



送り問題行動を再発することなく過ごすことができる指導成果の向上が急務である。これまでの矯正アプローチは犯罪発生後の対処が主であった。しかし、性依存症者の行動を未然に防止するための課題も同様に重要である。彼らがなぜ歪曲した信念を持つに至ったのか、その原因となる後天的要素、外的要素の研究が必要である。性依存症者が再犯することなく、一般社会で安定した生活を送るためには、安定した暮らし、正しい知識、仕事と遊びの両立、自己選択と自立、平穩、健全な人間関係の構築、コミュニティとの関係を持つ、人生の意義、幸福の追求、創造性でありこれらを目標に日々努力し続けることである<sup>37</sup>。

性依存症に関わる問題は、我々や性依存者本人にとっても健全な社会活動を送る上で大きな問題を占めている。ゆえに種々の研究が進み、彼らが持つ特有な歪曲した信念の根元が明らかになり一日も早い解決策の構築が強く望まれる。

## 謝辞

本年（2020年）はCOVID-19により世界中が未曾有の状況にありました。このような状況下においてご指導並びに執筆の機会をいただきました佐藤裕之先生に深く感謝申し上げます。

## 注

- 1 原田隆之（2020）p.32
- 2 Patrick J. Carnes Ph.D（2001）p.3
- 3 榎本稔（2019）p.6
- 4 齊藤章佳（2019a）pp.175-179
- 5 齊藤章佳（2019a）pp.72-76
- 6 齊藤章佳（2019a）p.69
- 7 樋口進（2018）p.12
- 8 成瀬暢也（2015）p.19
- 9 法務省（2020）性犯罪者の現状 <http://www.moj.go.jp/content/001324318.pdf>
- 10 Patrick J. Carnes Ph.D（2001）pp.52-53
- 11 廣中直行（2015）p.24
- 12 原田隆之（2015）p.148
- 13 原田隆之（2019）p.14
- 14 嶋田洋徳（2020）性犯罪再犯防止指導と現状と課題 <http://www.moj.go.jp/content/001285909.pdf>
- 15 Adam Felman（2019）What to know about compulsive sexual behavior, Medical News Today,
- 16 原田隆之（2019）p.79
- 17 Patrick J. Carnes Ph.D（2001）p.33
- 18 原田隆之（2015）p.114
- 19 Patrick J. Carnes Ph.D（2001）p.47
- 20 Patrick J. Carnes Ph.D（2001）p.47
- 21 Patrick J. Carnes Ph.D（2001）p.64
- 22 法務省 HP（2016）研究部会 55, 第2章 2-1-6 図
- 23 警視庁犯罪白書, 2017, 第6編 性犯罪者の実態と再犯防止 <http://www.moj.go.jp/content/001178520.pdf>
- 24 齊藤章佳（2017）p.35 図7 受講生の年代
- 25 警視庁（2020）安全な暮らし, こんな時間, 場所が狙われる <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/higai/koramu2/koramu8.html>

- 26 法務省 HP (2016) 研究部報告 55 性犯罪に関する総合的研究  
<http://www.moj.go.jp/content/001178520.pdf>  
 (5) 迷惑防止条例違反の痴漢事犯及び電車内における強制わいせつ事犯
- 27 法務省 HP (2019) 法務省白書・統計・資料, 資料編 資料 2-3 刑法犯検挙率 (罪名別)  
[http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/66/nfm/n66\\_2\\_2\\_1\\_1\\_1.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/66/nfm/n66_2_2_1_1_1.html)
- 28 岡野武志 (2020) 電車での痴漢「認知件数」まとめ
- 29 法務省 HP (2016) 研究部報告 55 性犯罪に関する総合的研究  
<http://www.moj.go.jp/content/001178520.pdf>  
 (5) 迷惑防止条例違反の痴漢事犯及び電車内における強制わいせつ事犯
- 30 斉藤章佳 (2017) pp.22-23
- 31 原田隆之 (2019) pp.104-106
- 32 GregHill&Associates (2020) What Is a SATIC-99 Report? How Is Used and Why?  
<https://www.greghillassociates.com/>
- 33 原田隆之 (2018) p.174
- 34 原田隆之 (2019) pp.125-126
- 35 原田隆之 (2018) p.35
- 36 法務省 HP (2019) 性犯罪治療の現場から  
<http://www.moj.go.jp/content/001314732.pdf>  
 性犯罪のリスクマネジメント
- 37 Pamela M. Yates, David Prescott (2011)

#### 引用文献

- Adam Felman. (2019年10月8日). Medical News Today. 参照先: What to know about compulsive sexual behavior <https://www.medicalnewstoday.com/articles/182473> (2020年8月13日)
- Anne Wilson Schaefer (1989). *Escape from Intimacy: Untangling the "Love" Addictions: Sex, Romance, Relationships*. HarperOne. (アン・ウイルソン・シェフ, 高島克子 (訳) (1999). 嗜癖する人間関係 親密になるのが怖い, 誠心書房)
- Edward J.khantianM.D., Mark J.Albanese, M.D. (2008). *Finding hope Behind the Pain. : Understanding Addiction as Self Medication*. Rowman & Littlefield Publishers, Inc. (エドワード・J・カンツィアン, マーク・J・アルバニーズ, 松本俊彦 (訳) (2013). 人はなぜ依存症になるのか 自己治療としてのアディクション, 星和書店)
- GregHill&Associates (2020). What Is a STATIC-99 Report? How Is It Used and Why?  
 参照先: GregHill&Associates: <https://www.greghillassociates.com/> (2020年9月25日)
- Pamela M. Yates, David Prescott (2011). *Building a Better Life: A Good Lives and Self-regulation Workbook* Workbook Edition.Safer Society Pr; Workbook edition (November 30, 2011). (パメラ M イエイツ, デビッド S プレスコット, 藤岡淳子 (訳) (2013). *グッドライフ・モデル*, 誠信書房)
- Patrick J. Carnes Ph.D (2009). *Contrary to Love: Helping the Sexual Addict*. Minnesota: Hazelden Publishing.
- Patrick J. Carnes Ph.D (2001). *Out of the Shadows: Understanding Sexual Addiction*.Minnesota: Hazelden Publishing. (パトリック J. カーンス Ph.D. 内田恒久 (訳) (2004). *セックス依存症 —その理解と回復・援助—*, 中央法規出版)
- 榎本稔 (2016). よくわかる依存症. 主婦の友社.
- 榎本稔 (2019). やめられない人々 性依存症者, 最後の「駆け込み寺」レポート. 現代書林.
- 岡野武志 (2020年). 痴漢は〇〇%検挙される? 参照先: 弁護士刑事事件.com:  
[https://xn--3kqa53a19httpcpjoi5f.com/chikan\\_kenkyoritsu/](https://xn--3kqa53a19httpcpjoi5f.com/chikan_kenkyoritsu/) (2020年9月25日)
- 柿澤暁 (2019). 共依存症問題についての考察. 武蔵野大学通信教育部研究紀要『人間学研究論集』, Vol.9 p.50

- 警視庁 (2017年09月). 第6編 性犯罪者の実態と再犯防止. 参照日: 2020年09月,  
参照先: 警視庁 刊行物: <https://www.npa.go.jp/hakusyo/h29/honbun/index.html> (2020年9月25日)
- 警視庁 (2020). こんな時間 場所がねらわれる. 参照先: 警視庁 HP 安全な暮らし: <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/higai/koramu2/koramu8.html> (2020年9月25日)
- 小林桜児 (2016). 人信じられない病. 日本評論社.
- 齊藤章佳 (2017). 男が痴漢になる理由. イーストプレス
- 齊藤章佳 (2019a). 「小児性愛」という病気—それは、愛ではない. ブックマン社.
- 齊藤章佳 (2019b). 性犯罪治療の現場から. 参照先: 法務省 HP:  
<http://www.moj.go.jp/content/001314732.pdf> (2020年9月25日)
- 佐藤有樹, 山本卓 (2009). 薬物依存. KK ベストセラーズ.
- 嶋田洋徳 (2020). 性犯罪再犯防止指導と現状と課題. 参照先: 法務省 HP:  
<http://www.moj.go.jp/content/001285909.pdf> (2020年9月25日)
- 特定非営利活動 (NPO) 法人アラノン・ジャパン. (日付不明). <http://www.al-anon.or.jp>.
- 中野信子 (2014). 脳内麻薬. 幻冬社.
- 長坂和則 (2018). よくわかるアディクション問題 依存症を知り, 回復へとつなげる. へるす出版.
- 成瀬暢也 (2015). 病としての依存と嗜癖. こころの科学 No.128, 19.
- 信田さよ子 (2012). 共依存 苦しいけど, 離れられない. 朝日新聞出版社.
- 長谷川裕也 (2013). 薬物乱用の科学. 新潟県:  
<http://sekatsu-kagaku.sub.jp/drug-abuse-science.htm>. (2020年9月25日)
- 原田隆之 (2015). 入門 犯罪心理学. 筑摩書房.
- 原田隆之 (2018). 性依存. 著: 樋口進, 現代社会の新しい依存症がわかる本—物質依存から行動嗜癖まで.  
日本医事新報社.
- 原田隆之 (2019). 痴漢外来—性犯罪と闘う科学—. 筑摩書房.
- 原田隆之 (2020). アルコールとその他の嗜癖障害 ①性的アディクション. *Frontiers in Alcoholism アルコール依存症と関連問題 Vol.8 No.1*, p.32-36.
- 樋口進 (2018). 現代社会の新しい依存症がわかる本—物質依存から行動嗜癖まで. (樋口進, 編) 日本医事新報社.
- 廣中直行 (2015). 依存の生物学的な機序. こころの科学 No.182, 24.
- 法務省 (2016). 研究部報告 55. 性犯罪に関する総合的研究.  
[http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00084.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00084.html) (2020年9月25日)  
<http://www.moj.go.jp/content/001178520.pdf> (2020年9月25日)
- 法務省 (2016). 第2章 性犯罪の動向 第1節 認知件数・検挙件数・検挙人員の推移 (5) 迷惑防止条例違反の痴漢事犯及び電車内における強制わいせつ事犯.  
参照先: 法務省 HP 研究部報告 55: [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00084.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00084.html) (2020年9月25日)
- 法務省 (2019). 令和元年版 犯罪白書—平成の刑事政策—.  
参照先: 法務省 白書・統計・資料: <http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/66/nfm/mokuji.html> (2020年9月25日)
- 法務省 (2020). 性犯罪者の現状. <http://www.moj.go.jp/content/001324318.pdf> (2020年9月25日)